

令和8年第2回定例会提出案件  
概 要 説 明

(令和8年6月3日開会)

- 1 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
本条例は、既存の医療従事者等処遇改善手当に対する加算額について、「看護職員処遇改善評価料」の算定要件を満たす範囲内での加算額とするため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。
- 2 八雲町税条例の一部を改正する条例  
本条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、既設条例の一部を改正しようとするものであり、その概要は別紙1のとおりであります。
- 3 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
本条例は、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」等の改正に伴い、家庭的保育事業等の運営基準が改められたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであり、その概要は別紙2のとおりであります。
- 4 八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
本条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の公布に伴い、幼稚園や保育所などの設置者等に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。
- 5 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業等に関する基準が新たに追加されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。
- 6 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例  
本条例は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料率の算定に関する町民税世帯非課税者及び町民税が課されていない者の基準の特例に関する規定を追加するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

7 財産の取得について

本件は、ホイールローダー1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

8 辺地に係る総合整備計画の変更について

本件は、上八雲辺地、落部辺地及び熊石相沼辺地に係る総合整備計画の変更について、北海道との協議が整ったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

9 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

令和8年3月13日に策定した八雲町過疎地域持続的発展市町村計画に、多機能型交流施設整備事業を追加するにあたり、当該計画の変更について北海道との協議が整ったことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

10 令和8年度八雲町一般会計補正予算（第5号）

11 令和8年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

上記2件の補正予算の概要は、別紙3のとおりであります。

12 専決処分の承認を求めることについて

本件は、令和8年度八雲町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年5月1日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものであり、その概要は別紙4のとおりであります。

13 専決処分の報告について

14 専決処分の報告について

15 専決処分の報告について

上記3件の専決処分は、町営住宅の設備である開閉器の劣化により過電圧が発生し、入居者の家庭用電気製品に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和8年5月1日に専決処分したので、これを報告するものであります。

16 専決処分の報告について

本件は、作業中の乗用芝刈機から発生した飛び石が走行中の車両窓ガラスに直撃し、損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和8年5月21日に専決処分したので、これを報告するものであります。

- 17 令和7年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について  
本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告しようとするものであります。
- 18 令和7年度八雲町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 19 令和7年度八雲町農業集落排水事業会計予算繰越計算書について  
上記2件は、支出予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告しようとするものであります。

# 別紙 1

## 令和8年度 税条例の一部改正概要

### 〔令和8年4月1日適用〕

#### I 軽自動車税環境性能割に係る改正

地方税法の改正により、令和8年3月31日をもって「軽自動車税環境性能割」が廃止されたことに伴う条文の整備

- 1 【条例第19条】 《法第463条の2、法第463条の24》  
納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る規定の改正
- 2 【条例第80条】 《法第443条》  
軽自動車税の納税義務者等に係る規定の改正
- 3 【条例第81条】 《法第444条》  
軽自動車税のみならず課税に係る規定の改正
- 4 【条例第81条の3】 《法第450条》  
環境性能割の課税標準に係る規定の削除
- 5 【条例第81条の4】 《法第451条》  
環境性能割の税率に係る規定の削除
- 6 【条例第81条の5】 《法第453条》  
環境性能割の徴収の方法に係る規定の削除
- 7 【条例第81条の6】 《法第454条》  
環境性能割の申告納付に係る規定の削除
- 8 【条例第81条の7】 《法第457条》  
環境性能割に係る不申告等に関する過料に係る規定の削除
- 9 【条例第81条の8】 《法第461条》  
環境性能割の減免に係る規定の削除
- 10 【条例附則第15条の2】 《法附則第29条の9》  
軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の削除
- 11 【条例附則第15条の3】 《法附則第29条の10》  
軽自動車税の環境性能割の減免の特例に係る規定の削除
- 12 【条例附則第15条の3の2】  
軽自動車税の環境性能割の非課税の特例に係る規定の削除

**13 【条例附則第15条の3の3】**

軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例に係る規定の削除

**14 【条例附則第15条の4】 《法附則第29条の11》**

軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例に係る規定の削除

**15 【条例附則第15条の5】 《法附則第29条の16》**

軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付に係る規定の削除

**16 【条例附則第15条の6】 《法附則第29条の18》**

軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の削除

**II 軽自動車税種別割に係る改正**

地方税法の改正により、令和8年3月31日をもって「軽自動車税環境性能割」が廃止されたことによる、現行の「軽自動車税種別割」の名称が「軽自動車税」に改められたことに伴う条文の整備（規定趣旨に変更なし）

**1 【条例第18条の3】 《規則第1条の9》**

納税証明事項に係る規定の改正

**2 【条例第82条】 《法第463条の15》**

種別割の税率に係る規定の改正

**3 【条例第83条】 《法第463条の16、法第463条の17》**

種別割の賦課期日及び納期に係る規定の改正

**4 【条例第85条】 《法第463条の18》**

種別割の徴収の方法に係る規定の改正

**5 【条例第87条】 《法第463条の19、法第463条の20》**

種別割に関する申告又は報告に係る規定の改正

**6 【条例第88条】 《法第463条の21、法第463条の22》**

種別割に係る不申告等に関する過料に係る規定の改正

**7 【条例第89条】 《法第463条の23》**

種別割の減免に係る規定の改正

**8 【条例第90条】 《法第463条の23》**

身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の改正

**9 【条例第91条】 《法第463条の18》**

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に係る規定の改正

**10【条例附則第16条】《法附則第30条》**

軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、電気自動車及び天然ガス自動車の軽自動車税の税率を取得の翌年度に限り軽減する特例（グリーン化特例）の適用期間を2年延長する等の条文の整備

**11【条例附則第16条の2】《法附則第30条の2》**

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の改正

**III その他の改正**

**1【条例第33条】《法第313条》**

所得割の課税標準に係る規定の改正

地方税法の改正により、特定大口株主が受け取る上場株式等の配当金が特定配当等の対象に追加されたことに伴う条文の整備

**2【条例附則第7条の3】《法附則第5条の4》**

**【条例附則第7条の3の2】《法附則第5条の4の2》**

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正

地方税法の改正により、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となる住宅の居住年を令和12年（現行：令和7年）までとし、当該控除の適用年度を令和25年度（現行：令和20年度）までとする条文等の整備

**3【条例附則第8条】《法附則第6条》**

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備及び当該特例の適用年度を令和12年度（現行：令和9年度）までとする条文の整備

#### 4 【条例附則第10条の2】 《法附則第15条》

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備及び国の基準を参酌し法に定める範囲内において地方団体の実情に応じた固定資産税の課税標準の特例割合等を定める条文の整備

◎再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

<旧制度>

特例対象 (R6. 4. 1～R8. 3. 31取得)	特例率	特例期間
・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備	出力1,000kw以上… 3/4	3年
・認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備	出力1,000kw未満… 2/3	
・風力発電設備	出力20kw以上…2/3 出力20kw未満…3/4	

<新制度>

特例対象 (R8. 4. 1～R11. 3. 31取得)	特例率	特例期間
・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備	1/2	3年
①再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備	①3/5	
②港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備	②2/3	

※このほかバイオマス発電設備（出力1万kw以上）は特例対象外へ

◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税の減額措置

<旧制度> ※減額率は法で規定

減額対象 (H30. 4. 1～R8. 3. 31改修)	減額率	減額期間
建物の全体を建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物（劇場・音楽堂等に限る）	1/3（バリアフリー工事費の5%が上限）	2年

<新制度> ※わがまち特例の対象となり減額率は条例で規定

減額対象 (R8. 4. 1～R11. 3. 31改修)	減額率	減額期間
建物の一部分を建築物移動等円滑化基準に適合させるバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物（改修工事の国庫補助を受けたもの）	1/3（バリアフリー工事費の5%が上限）	2年

**5【条例附則第10条の3】《法附則第15条の8、法附則第15条の9、法附則第15条の9の2、法附則第15条の10及び法附則第15条の11》**

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する改修特別特定建築物に係る減額規定の適用を受けようとする者が町長に提出すべき書類に関する条文の整備

**6【条例附則第16条の3】《法附則第33条の2》**

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**7【条例附則第16条の4】《法附則第33条の3》**

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**8【条例附則第17条】《法附則第34条》**

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**9【条例附則第18条】《法附則第35条》**

短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**10【条例附則第19条】《法附則第35条の2》**

一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**11【条例附則第20条】《法附則第35条の4》**

先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**12【条例附則第20条の2】《外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条》**

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

**13【条例附則第20条の3】《租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2》**

条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備

## 〔令和9年1月1日適用〕

- 1 【**条例第36条の2**】 《**法第317条の2**》  
町民税の申告に係る規定の改正  
地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備
- 2 【**条例第36条の3の2**】 《**法第317条の3の2**》  
個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定の改正  
地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備
- 3 【**条例第36条の3の3**】 《**法第317条の3の3**》  
個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正  
地方税法の改正による公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条文の整備
- 4 【**条例附則第6条**】 《**法附則第4条の5**》  
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の改正  
地方税法の改正による個人の町民税に係るセルフメディケーション税制の適用期間の恒久化に伴う条文の整備

## 〔令和9年4月1日適用〕

- 1 【**条例第63条**】 《**法第351条**》  
固定資産税の免税点に係る規定の改正  
土地：30万円→変更なし、家屋：20万円→30万円、償却資産：150万円→180万円

## 〔令和10年1月1日適用〕

- 1 【**条例第34条の7**】 《**法附則第5条の6**》  
寄附金税額控除に係る規定の改正  
復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うふるさと納税に係る町民税の寄附金税額控除の特例控除額の計算に関する条文の整備
- 2 【**条例附則第7条の4**】 《**法附則第5条の5**》  
寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正  
復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うふるさと納税のワンストップ特例に関する条文の整備及び特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う条文の整備（ただし、改正条文中の「附則第19条の3第1項」を追加する部分は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日適用）

**3【条例附則第9条の2】《法附則第7条の3》**

個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る規定の改正

復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うふるさと納税のワンストップ特例の申告特例に関する条文の整備

**4【条例附則第17条の2】《法附則第34条の2》**

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正による適用条項の項ずれに伴う条文の整備及び租税特別措置法の改正に伴い特例適用期限を令和11年度(現行:令和8年度)までとする条文並びに、譲渡した土地が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域内にあるときは特例の対象外とする条文の整備(ただし、改正条文中の適用期限の延長に係る規定は令和8年4月1日適用)

**〔金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日適用〕**

**1【条例附則第19条の3】《法附則第35条の3の6》**

特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の追加

所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して3%(通常6%)の税率により所得割を課する規定等の追加

## 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正概要

改正する理由と概要 ～ 以下の3点の法令等の改正に伴い条例を改正するもの

- (1) 「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」の施行に伴い、これまで区域が限定されていた満3歳以上限定小規模保育事業が全国で実施可能となり、当該実施事業者においても家庭的保育事業者などと同様に、保育所や幼稚園等との連携協力施設を確保しなければならないなどの基準が設けられたことから、これにあわせ条例の一部を改正するもの。

- ・改正する条番号 → 第2条、第6条、第18条、第27条、第29条、  
第31条、第32条、第35条、第48条
- ・施行期日 → 公布の日

- (2) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則」の公布に伴い、幼稚園や保育所、家庭的保育事業などの設置者等に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施を義務付けるよう基準が改められたことから、これにあわせ条例の一部を改正するもの。

- ・改正する条番号 → 第13条
- ・施行期日 → 令和8年12月25日  
(国の「子ども性暴力防止法」の施行日と同日)

- (3) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、各種小規模保育事業所等において、理学療法士なども保育士とみなすことができるようになったこと、及び満3歳以上満4歳未満の児童を保育する場合の職員配置数に関する経過措置期間などの基準が改められたことから、これにあわせ条例の一部を改正するもの。

- ・改正する条番号 → 第29条、第31条、第44条、第47条、附則第2項
- ・施行期日 → 公布の日

# 別紙 3

## 令和 8 年度八雲町各会計補正予算資料

### 一般会計(第5号)

(単位：千円)

		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 額 の 説 明
入	1 町 税	2,090,922	△ 2,783	2,088,139	軽自動車税△2,783 ・環境性能割△2,783 ・種別割(現年課税分)△42,700 ・軽自動車税(現年課税分)42,700
	10 地方特例交付金	6,000	2,783	8,783	地方特例交付金2,783
	15 国庫支出金	1,415,906	10,422	1,426,328	乳児等のための支援給付負担金952 交通空白解消緊急対策事業補助金9,228 障害者総合支援事業費補助金242
	16 道 支 出 金	761,768	2,609	764,377	乳児等のための支援給付負担金158 新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金 2,451
	19 繰 入 金	4,108,382	77,952	4,186,334	減債基金繰入金77,952
	20 繰 越 金	25,104	410	25,514	前年度繰越金410
	21 諸 収 入	416,280	1,737	418,017	春日地区農業用排水路浚渫事業負担金1,737
	22 町 債	456,000	14,400	470,400	自動車整備事業債6,700 農業用排水路浚渫事業債7,700
	合 計	16,204,053	107,530	16,311,583	
出	2 総 務 費	1,141,604	13,386	1,154,990	交通空白解消緊急対策事業13,386 ・公共交通活性化協議会委員報酬450 ・費用弁償77 ・印刷製本費130 ・デマンド型乗合タクシー運行業務委託料5,929 ・デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託料6,237 ・会場使用料3 ・消耗品費395 ・運搬料165
	3 民 生 費	3,113,614	3,483	3,117,097	重度心身障がい者医療事務システム改修業務委託料636 障がい者福祉システム改修業務委託料484 介護保険事業特別会計繰出金457 ひとり親家庭等医療事務システム改修業務委託料636 乳児等通園支援委託料1,270
	6 農 林 水 産 業 費	920,036	11,922	931,958	新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金 2,451 春日地区農業用排水路浚渫工事請負費9,471
	8 土 木 費	1,146,570	50	1,146,620	芝刈作業中の飛び石に伴う損害賠償金50

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の説明
歳 出	10 教育費	681,746	737	682,483	スキー場ペアリフト制御装置等整備工事請負費 737
	12 公債費	1,485,243	77,952	1,563,195	公債元金償還金（繰上償還分）77,952
	合計	16,204,053	107,530	16,311,583	
地方債（追加）		—	6,700	6,700	自動車整備事業 限度額6,700
		—	7,700	7,700	農業用排水路浚渫事業 限度額7,700
合計		456,000	14,400	470,400	

**介護保険事業特別会計(第1号)【保険事業勘定】**

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の説明
歳 入	4 国庫支出金	508,021	456	508,477	介護保険システム改修事業補助金456
	8 繰入金	452,758	457	453,215	事務費繰入金457
	合計	2,213,125	913	2,214,038	
歳 出	1 総務費	58,333	913	59,246	介護保険システム改修業務委託料913
	合計	2,213,125	913	2,214,038	



# 別紙 4

## 令和 8 年度八雲町各会計補正予算資料

### 一般会計(第4号)

(単位：千円)

		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 額 の 説 明
歳 入	20 繰 越 金	22,475	2,629	25,104	前年度繰越金2,629
	合 計	16,201,424	2,629	16,204,053	
歳 出	10 教 育 費	679,117	2,629	681,746	校舎及び付属建物修繕料2,629
	合 計	16,201,424	2,629	16,204,053	